

## 第1号議案

### 令和4年度 事業計画

#### 基本方針

島根県社会保険協会は、財団法人として昭和24年12月に設立、法律の改正により平成25年4月に一般財団法人に改組した。財団法人における60年余りの歴史とその目的を引き継ぎ、我が国の年金保険、医療保険制度の運営主体である日本年金機構及び全国健康保険協会と協力連携し、社会保険制度の趣旨普及、並びに社会保険事業の円滑な運営に寄与するため以下の事業を実施し、各事業所事務の円滑化を図るとともに、被保険者及び被扶養者の健康と福利の増進を図るものである。

#### 事業運営

本会は、「一般財団法人島根県社会保険協会」定款(平成25年4月1日施行)第2章第3条の目的を達成するため、同第4条に掲げる諸事業を実施する。

- 1 社会保険制度の普及、啓発及び周知を図るため、広報、講習会等の事業及び調査研究。
- 2 社会保険制度の改正内容を周知。
- 3 年金委員、健康保険委員制度をより有益なものにするため、各社会保険委員会活動の強化を図るための研修、広報等の共同事業及び調査研究。
- 4 被保険者及び被扶養者の職場、家庭における健康づくり・体力づくりの支援。
- 5 保健施設の設置など、各支部とともに事業を実施。
- 6 その他、この目的を達成するために必要な事業。

具体的には次のとおりである。

#### 1. 諸 会 議

##### (1) 評議員会・理事会

評議員会・理事会を開催し、事業計画及び事業結果並びに予算及び決算並びにその他の重要事項について審議する。

##### ・評議員会・理事会

令和3年度事業報告及び決算審議(令和4年5月～6月 於:松江市)

令和5年度事業計画及び予算審議(令和5年2月～3月 於:松江市)

##### ・理事会

評議員会開催時期の他、必要の都度行う。

##### ・臨時会議

各支部・各地域における事業実施のために、各支部毎に事業検討会等を開催する。

## (2) 事務局会議

本部・各支部役員、並びに社会保険制度の運営団体等と事務局は、打合せ会議等を随時開催し、事業の運営のための連絡調整を図る。

## (3) その他の会議

中国、四国地区各県の社会保険協会と、必要な諸会議を随時行い当協会事業の推進を図る。

また、全国社会保険協会連合会が行う全国地区別会議等に参加するなど、全国各地の社会保険協会と共に事業の推進を図る。

## 2. 社会保険制度の趣旨普及推進事業

島根県内の健康保険・厚生年金保険加入事業所を対象に、社会保険制度の普及、啓発及び周知を図ることにより、社会保険制度の推進と円滑な運営に寄与する。

### 【事業の内容】

(1) 会報「社会保険しまね」を作成（隔月）し、当協会ホームページに掲載して社会保険制度の趣旨普及を図る。

なお、会員事業所には郵送により配付する。

(2) 当協会が長年にわたり県内の事業所向けに作成してきた事務補助用冊子「社会保険の事務手続」は、昨年度に引続き会員事業所で活用を希望する事業所に無料配付（各1冊）する。

なお、会員事業所からの複数冊の活用希望については、別途購入の手段を講ずる。

また、会員事業所以外からの活用希望については別途検討する。

（冊子の内容：健康保険・厚生年金保険制度及び労働保険関係資料）

(3) 当協会ホームページの運用により、社会保険制度に関する情報を広く提供し、制度の普及促進に寄与する。

(4) 社会保険制度の円滑な運営を目的としたパンフレット等を作成、配付する。

(5) 健康づくりを目的とした事業を推進する。（DVDの貸出他）

(6) その他、本事業の発展に資するための活動をする。

## 3. 社会保険委員会との共同事業

社会保険委員（厚生労働大臣〈年金事務所〉から委嘱された年金委員及び全国健康保険協会島根支部長から委嘱された健康保険委員をいう。）により 各年金事務所管轄地域毎に組織されている社会保険委員会と共同して、各委員の活動強化を目的とした事業を行い、事業所におけるリーダーを育てることにより、社会保険制度の円滑な運営に寄与する。

### 【事業の内容】

(1) 各年金事務所管轄毎に組織された社会保険委員会の運営のための業務及び事務処理などの活動を支援する。

- (2) 各地の社会保険委員会が健康保険・厚生年金保険の運営団体と共同開催する研修会を支援する。
- (3) 社会保険制度に関する最新情報を、月刊「社会保険」誌の送付等により各社会保険委員に提供する。
- (4) 健康保険・年金委員の社会保険実務に関する研修等の充実を図る。
- (5) その他、本事業の発展に資するための活動をする。

#### 4. 被保険者等の健康づくり、福利厚生及び社会保険実務のスキルアップ事業

当県の健康保険・厚生年金保険加入事業所の大半は被保険者が1人～3人の小規模事業所であることから、会員事業所の福利厚生事業を支援するとともに、事務担当者等の社会保険制度に係る実務のスキルアップを支援する。

なお、当会の運営は会員制度をとり、会員事業所が納める会費で全ての事業を行っていることから、この事業に関しては会員事業所を対象に行う。

また、中途加入会員事業所にあっても、会費を納めていただいた日から、会員事業所として本事業の対象とする。

##### 【事業の内容】

- (1) 体力づくり支援事業として被保険者等が利用した利用料等の助成及び大会等を開催する。  
(ボウリング、プール・ジム、スキー、スケート、ソフトボール大会の開催等)
- (2) 健康づくり支援事業として被保険者等が利用した利用料等の助成を行う。  
(海の家・山の家の開設、温泉施設及び健康増進施設の利用助成)
- (3) 福利厚生事業等を支援する。  
(家庭常備薬等の斡旋及びスポーツ観戦助成)
- (4) 社会保険実務のスキルアップを目的として、事務担当者を対象とする実務講座等の充実並びに専門書籍配付も検討する。
- (5) (一社) 全国社会保険協会連合会が行う事業を県内展開する。

#### 5. 支部活動の支援

松江、出雲及び浜田支部が本部と協力して行う前記1～4にかかる経費については、これを支弁する。

#### 6. 会員事業所の拡大

新たに健康保険・厚生年金保険が適用された事業所への加入勧奨を引続き行うとともに、本会の目的を達成するため、現在未加入の事業所への加入勧奨を推進する。